

ため池管理業務委託(一般委託)仕様書

ため池管理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	経済部で管理するため池9箇所の清掃、除草等
2	履行期間	契約日から 令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市長井1丁目384番1ほか8箇所
4	業務内容	<p>①年間清掃業務(計27回/年、堰内清掃2回/年) 施行場所:水間戸堰(17回) 轆堰(10回) 轆堰堰内清掃(岸辺周辺及び越流堰河川接続部清掃2回)</p> <p>②年間除草業務(計7回/年) 施行場所:水間戸堰(4回)及び轆堰(3回)</p> <p>③堰内水草除草業務(1回/年、10月上旬) 施行場所:轆堰</p> <p>④除草業務(各ため池1回/年、10月～3月) 施行場所:杉釜堰、深井堰、村岡堰、川原田堰、 大畑堰(貯水内作業有り)、谷戸作堰(貯水内作業有り)、松が谷堰</p> <p>⑤轆堰流入水路清掃業務(3回/年、7月 10月、1月) 施行場所:轆堰流入水路(高压洗浄作業区間有り)</p> <p>※詳細は、別紙仕様書のとおり</p>
5	特記事項	
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)一般廃棄物収集・運搬業許可
8	契約方法	単価契約
9	支払方法	各月の作業回数により、一括して翌月に支払う
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	経済部 農水産業振興課 永塚 046-822-8296

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	--

ため池管理業務委託 内訳書(単価契約)

(税抜き)

項目等			単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
業務名	業務内容	面積、延長等				
①年間清掃業務	2箇所同一日作業 (水間戸堰 清掃) (轡堰 清掃)	(水間戸堰1,227㎡ 10回) (轡堰 666㎡ 10回)	回	10	56,790	
	水間戸堰 清掃	1,227㎡	回	7	36,810	
	堰内清掃(轡堰)	岸辺周辺及び 越流部河川接続部	回	2	60,000	
②年間除草業務	水間戸堰除草	植栽部 790㎡ 芝生広場等 690㎡	回	4	103,600	
	轡堰除草	植栽部 903㎡ 芝生広場 240㎡	回	3	80,010	
③堰内水草除草業務	轡堰水草除草(堰内)	1000㎡	回	1	119,000	
④除草業務	杉釜堰	植栽部1160㎡ その他 30㎡	回	1	83,300	
	深井堰	350㎡	回	1	24,500	
	村岡堰	250㎡	回	1	17,500	
	川原田堰	250㎡	回	1	17,500	
	大畑堰 (堰内除草、貯水内作業有り)	1150㎡	回	1	80,500	
	谷戸作堰 (堰内除草、貯水内作業有り)	1890㎡	回	1	132,300	
	松が谷堰	420㎡	回	1	29,400	
⑤轡堰流入水路清掃業務	轡堰流入水路	ます 5箇所 U字溝(360×360) 225m 暗渠(Φ360) 32m	回	3	85,000	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。
- 3 予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

ため池管理年間予定

ため池名称		業務内容		令和5年度										
				令和5年						令和6年				
名称	場所(目安)	業務内容	主な作業箇所	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(1)杉釜堰	光の丘 テニスコート隣	④除草	管理地内、フェンス周辺 斜面付近植栽内の除草及び笹剪定								◎			
(2)深井堰	光の丘 うちくら下	④除草	管理地内、フェンス周辺								◎			
(3)村岡堰	長沢 村岡プール裏	④除草	主にフェンス周辺								◎			
(4)川原田堰	長沢 ころろ共同 施行下流	④除草	主にフェンス周辺								◎			
(5)大畑堰	津久井 JA出荷所近く	④除草(貯水内作業有り)	フェンス周辺 堰内の葎等								◎			
(6)谷戸作堰	津久井 大畑堰奥	④除草(貯水内作業有り)	フェンス周辺 堰内の葎等								◎			
(7)水間戸堰	津久井 観光農園内	①年間清掃	管理地全域	1回	1回	1回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
		②年間除草	管理地内全域(芝生広場・笹植栽)	◎		◎		◎						◎
(8)轡堰	長井1丁目	①年間清掃	清掃	管理地全域	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
			堰内清掃	堰内岸辺付近及び 越流堰河川接続部					◎					◎
		②年間除草	周辺 芝生広場	◎				◎						◎
		③堰内水草除草	貯水内作業	堰内(主に堰北東側)					◎					
		⑤流入水路清掃	高圧洗浄区 間有り	堰北側流入水路		◎			◎				◎	
(9)松が谷堰	長井コミュニティー センター下	④除草	管理地内、フェンス周辺								◎			

ため池管理業務共通仕様書

1 業務仕様

(1) 適用、一般事項

- (ア) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途市監督員と協議するものとする。
- (イ) 作業時期、作業日については、監督員と協議の上、現場の状況、天候(降雨、風等)により作業効果、周辺への影響等を検討判断し実施すること。
- (ウ) 翌月の作業予定について、所定の様式にて、月末までに監督員に連絡すること。
- (エ) 除草については、周辺に飛散しないような日に作業すること。
- (オ) 業務実施にあたっては、歩行者及び周辺住民に迷惑をかけないように行うこと。
- (カ) 万一、事故や苦情があった場合は、速やかに市監督員に報告し、請負者の責任により処理すること。
- (キ) ごみ等は、各処理施設に運搬し、適正の処理すること。
- (ク) ため池施設の破損劣化等について発見した場合は、速やかに監督員に連絡すること。

2 業務場所（年間業務回数）

- | | | |
|----------|-------------------|--|
| (1) 杉釜堰 | 横須賀市光の丘3752番 1 | (除草 1 回) |
| (2) 深井堰 | 横須賀市光の丘3822番10 | (除草 1 回) |
| (3) 村岡堰 | 横須賀市長沢 1 丁目1081番 | (除草 1 回) |
| (4) 川原田堰 | 横須賀市長沢 6 丁目4514番 | (除草 1 回) |
| (5) 大畑堰 | 横須賀市津久井 5 丁目3898番 | (除草 1 回) |
| (6) 谷戸作堰 | 横須賀市津久井 5 丁目3955番 | (除草 1 回) |
| (7) 水間戸堰 | 横須賀市津久井 5 丁目2345番 | (年間清掃17回、年間除草 4 回) |
| (8) 轡堰 | 横須賀市長井 1 丁目384番 1 | (年間清掃10回、堰内清掃 2 回、
年間除草 3 回、堰内水草除草 1 回) |
| 流入水路 | 横須賀市長井 1 丁目166番 | (轡堰流入水路清掃 3 回) |
| (9) 松ヶ谷堰 | 横須賀市長井 5 丁目3301番 | (除草 1 回) |

3 業務の確認

- (1) 各業務、各回の着手前、施行中、完了時及び収集したごみや作業の確認できる写真を日時記入のうえ撮影すること。
- (2) 各回とも同一場所で撮影すること。
- (3) 写真は、工事用写真（アルバム（A 4 サイズ等））に整理編集して提出すること。
- (4) 令和元年11月より、事業系剪定枝の処分方法が変更されているので注意すること（別紙資料参照）。

(様式)

() 年度 ため池管理業務委託 作業予定 () 月分

業務名	業務内容	年間回数	作業予定日
年間清掃業務	2箇所同日作業 水間戸堰・轡堰 清掃	10回	
	水間戸堰 清掃	7回	
	轡堰 堰内清掃	2回	
年間除草業務	水間戸堰 除草	4回	
	轡堰 除草	3回	
堰内水草除草業務	轡堰内 水草除草	1回	
轡堰流入水路清掃業務	轡堰流入水路	3回	
除草業務	杉釜堰	1回	
	深井堰	1回	
	村岡堰	1回	
	川原田堰	1回	
	大畑堰	1回	
	谷戸作堰	1回	
	松が谷堰	1回	

※作業月の前月末までに農水産業振興課に FAX 046-823-0164 してください。

①年間清掃業務

(水間戸堰及び轡堰清掃業務仕様書)

1 業務場所

- (1) 水間戸堰
- (2) 轡堰

2 業務内容

(1) 清掃 (水間戸堰、轡堰)

水間戸堰及び轡堰の管理地内の空き缶・ビニール袋等のゴミ収集及び処分を実施する。水間戸堰については、バイパス水路分流施設内の清掃も行うこと。なお、轡堰については、芝生広場内に集積された空き缶・ビニール袋等もゴミ収集及び処分すること。

(2) 堰内清掃 (轡堰)

轡堰については上記清掃のほかに別途、堰内清掃 (岸边清掃) を実施する。堰内清掃は、堰の岸边から長柄網等により堰内水際の空き缶・ビニール袋等のゴミ収集及び処分を行うものとする。

また、堰内清掃の際は、越流堰の下流側河川接続部についても清掃を行うこと。

(3) 清掃面積

轡堰	遊歩道等	426㎡	水間戸堰	遊歩道等	340㎡
	芝生広場	240㎡		せせらぎ	340㎡
	合計	666㎡		芝生広場	240㎡
	及ぶ堰内清掃			あずまや	150㎡
				その他 (構造物等)	157㎡
				合計	1,227㎡

3 業務回数及び作業時期

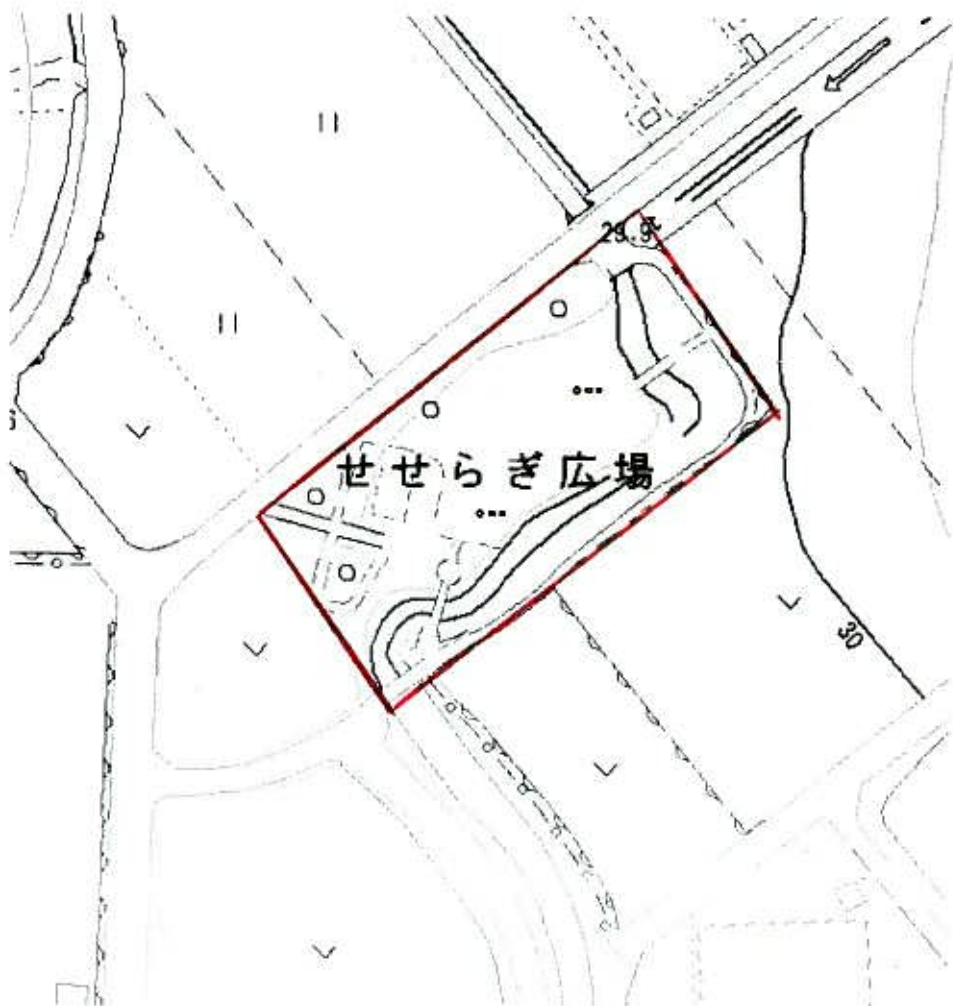
清掃回数は、各月において以下の表とする。但し、堰内清掃 (轡堰岸边清掃) は年2回とし、その時期については監督員と相談の上決定すること。

・清掃回数 (水間戸堰、轡堰)

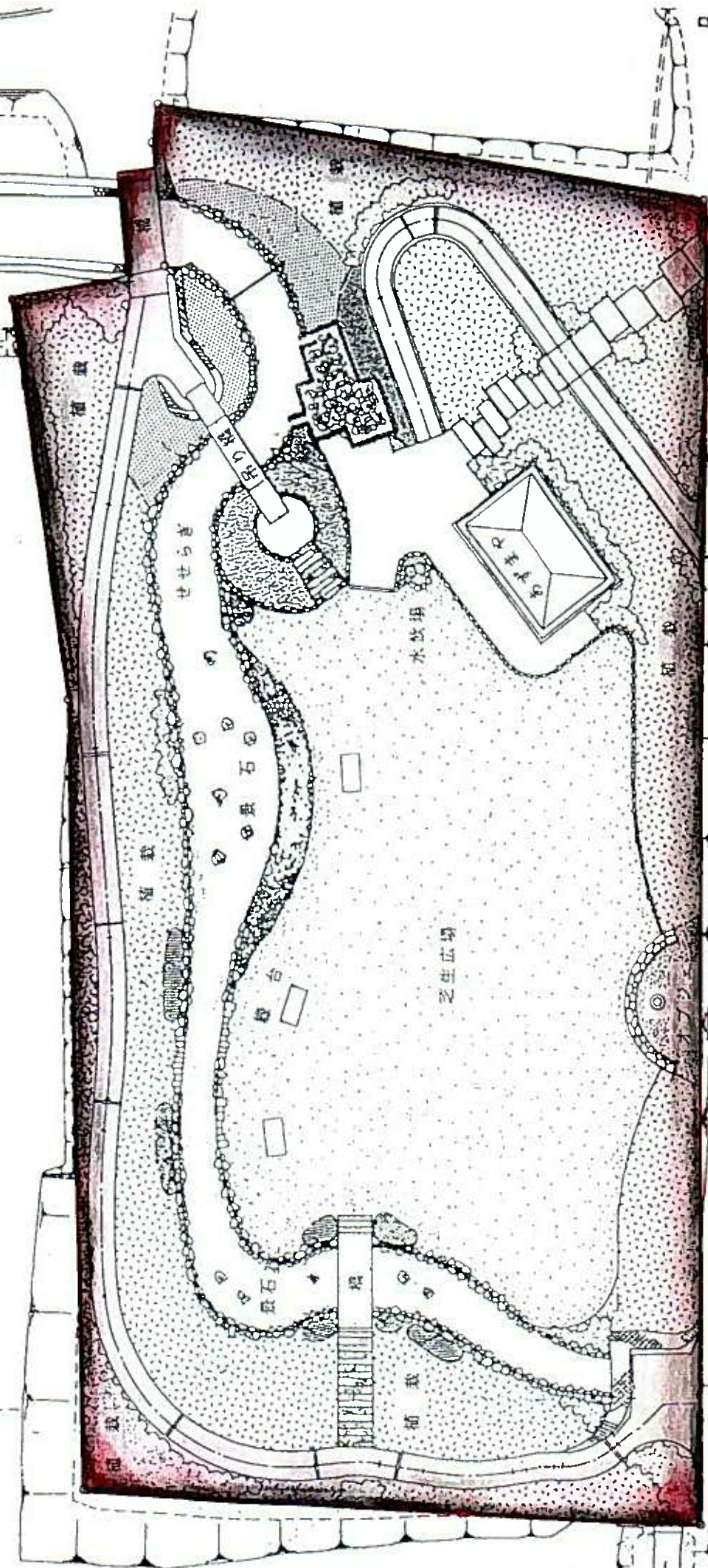
実施月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水間戸堰	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	17
轡堰	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10

- ・堰内清掃 (轡堰 岸边清掃) : 年2回 (10月、3月)

ため池 位置図(水間戸堰)



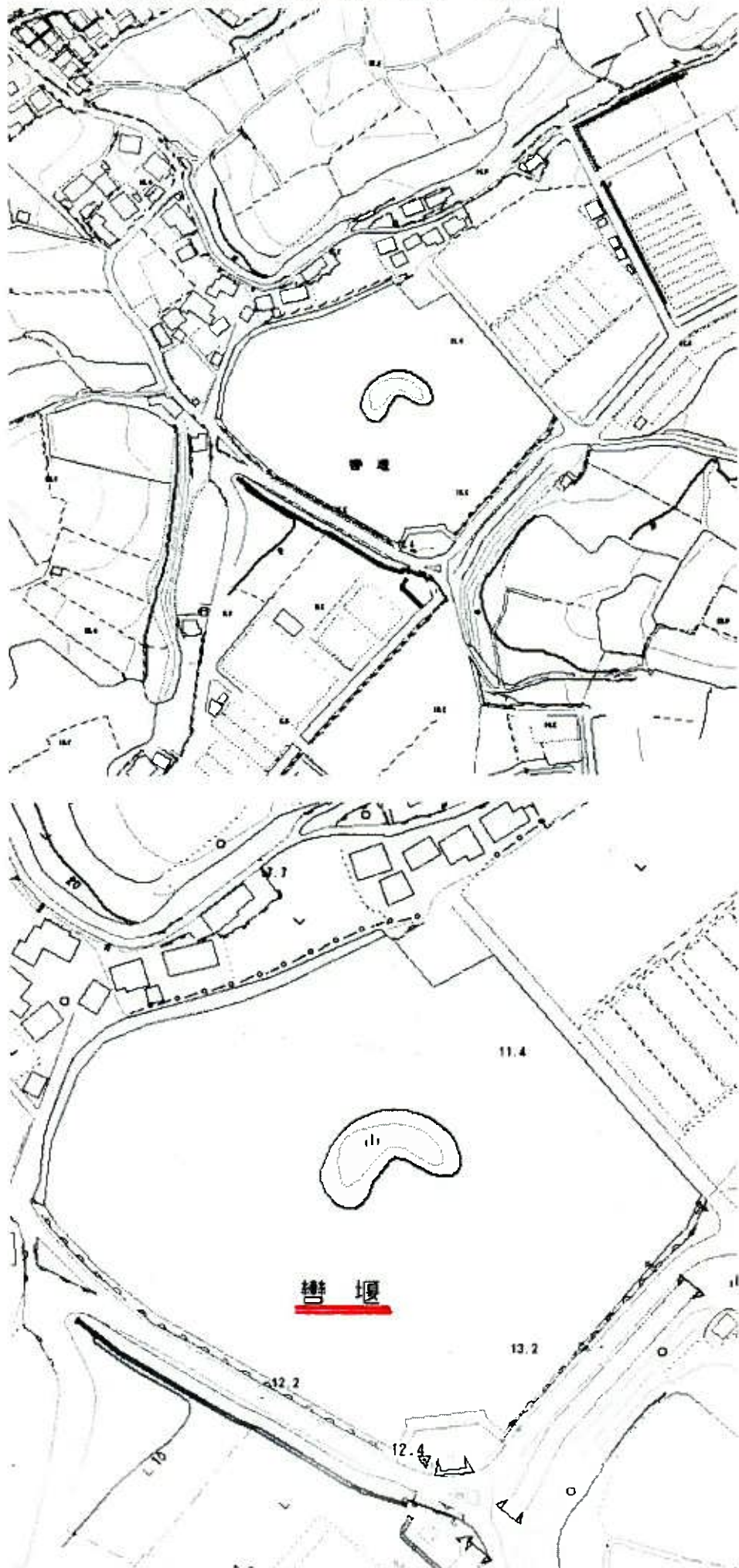
水間戸堰 平面図



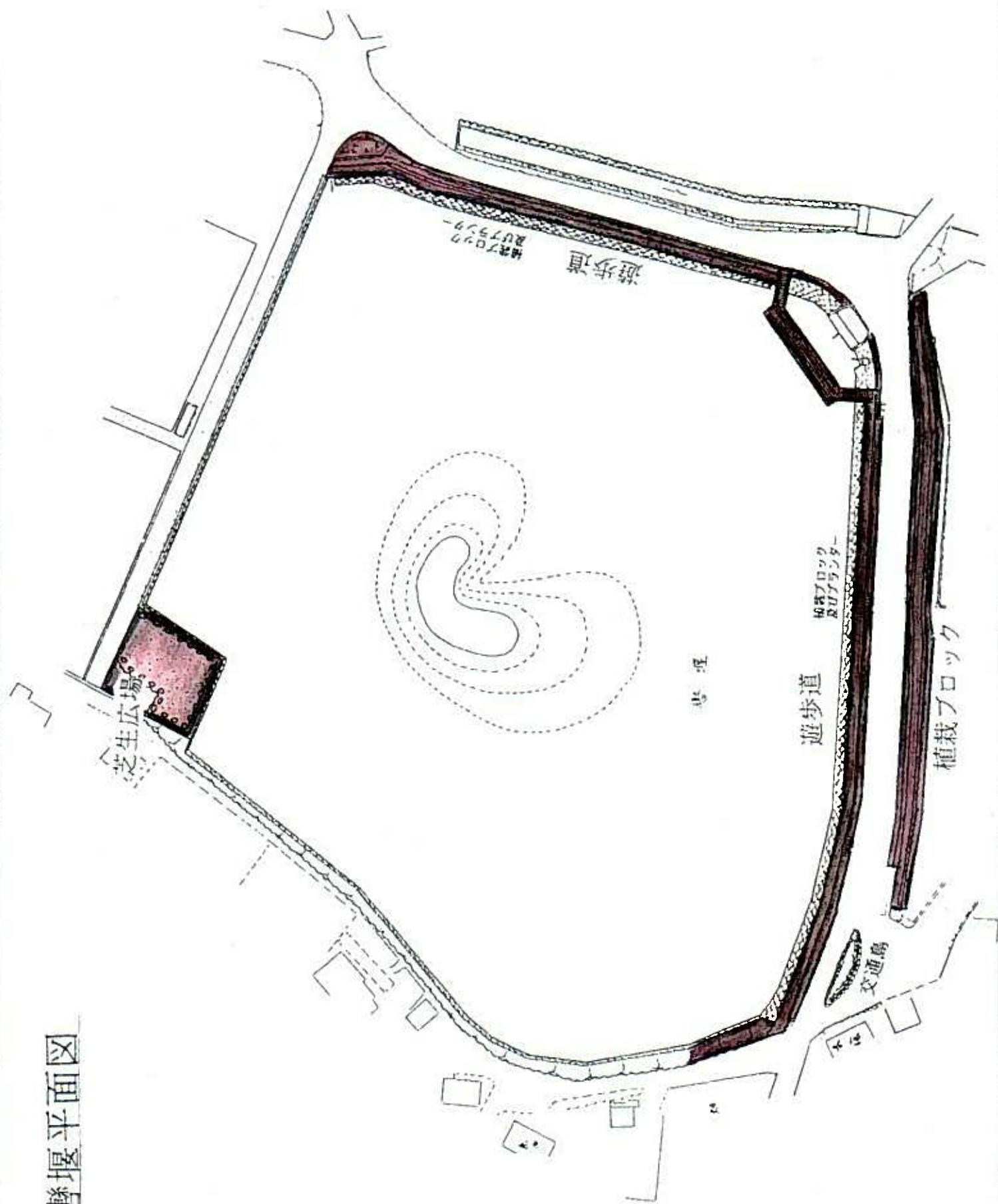
図名板

1/100

ため池 位置図(轡 堰)



轆堰平面図



②年間除草業務

(水間戸堰及び轡堰除草業務仕様書)

1 業務場所

- (1) 水間戸堰
- (2) 轡堰

2 業務内容

水間戸堰（植栽内、芝生広場）、轡堰（植栽ブロック・プランター・交通島、芝生広場）の除草およびその処分を実施する。

(1) 除草方法について

植栽等の中(水間戸堰・轡堰)の雑草等伐根は人力で行うものとし、芝生広場等(水間戸堰・轡堰)の除草は機械で行うものとする。

また、植栽について通路側に出ているものや伸び過ぎているものは剪定・伐採を行なうこと。

3 業務回数及び作業時期について

水間戸堰 1,480㎡ 4回（6月・8月・10月・3月）

轡 堰 1,143㎡ 3回（6月・10月・3月）

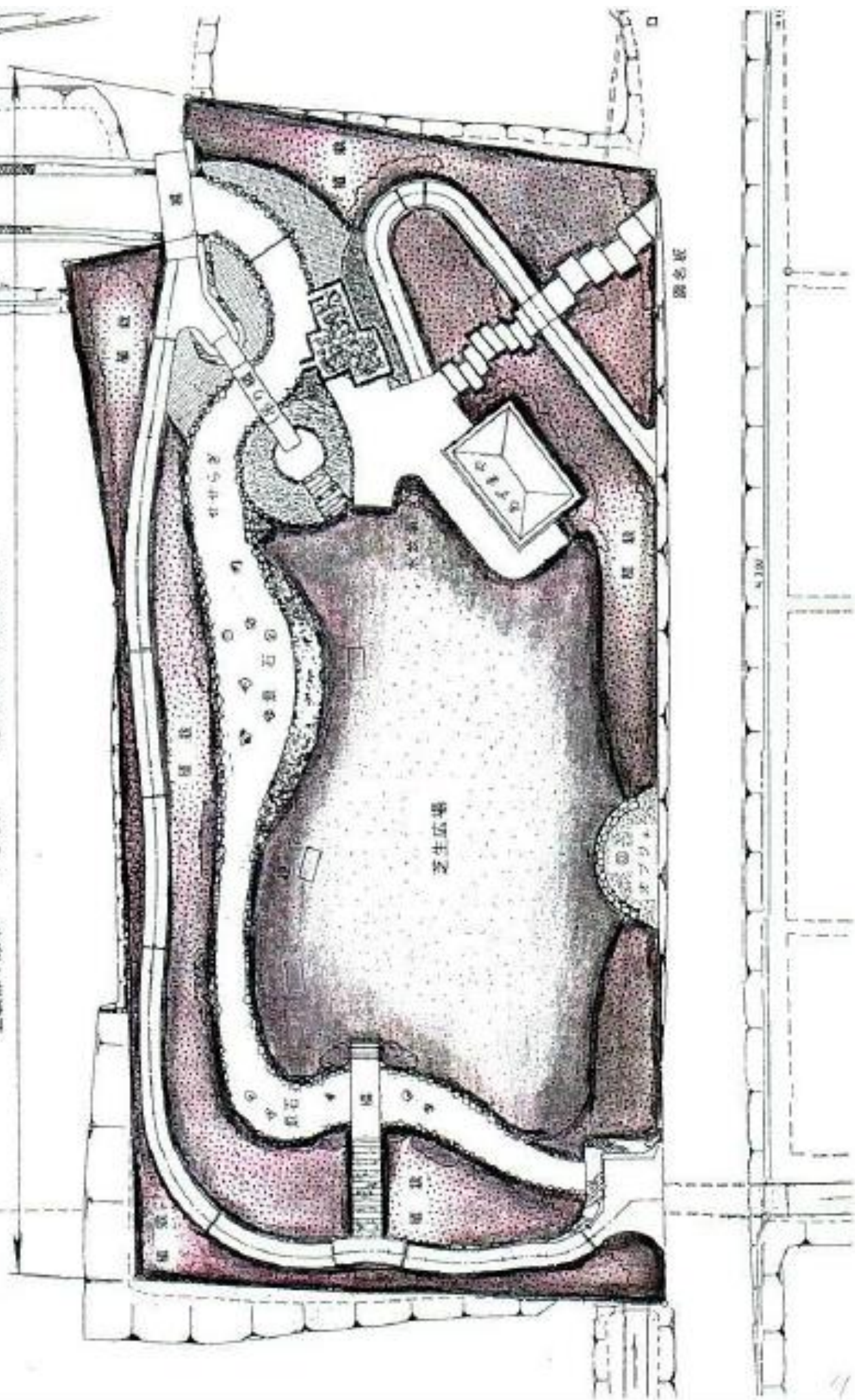
※記載の作業時期は目安とし、雑草等の状況、堰の利用状況を考慮し、監督員と打合せのうえ決定すること。

4 その他

令和元年11月より、事業系剪定枝の処分方法が変更されているので注意すること（別紙資料参照）。

水間戸塚 平面図

植栽部：雑草 790㎡ 芝生広場：雑草690㎡

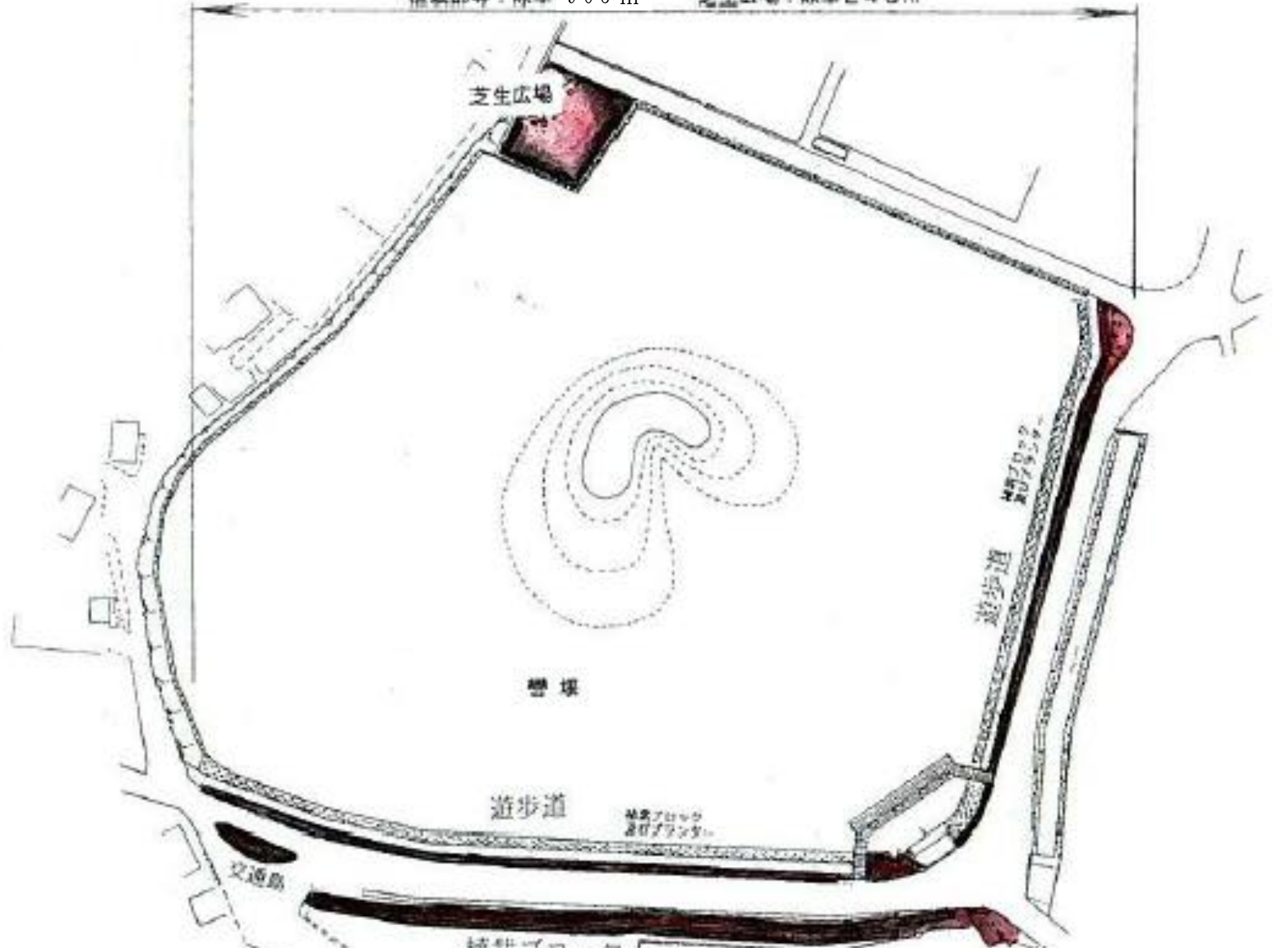


別名図

遊歩道 平面図

植栽部等：除草 903 m²

芝生広場：除草 240 m²



③ 堰内水草除草業務

(轡堰堰内水草除草業務仕様書)

1 業務場所

(1) 轡堰 堰内 (主な作業箇所は、堰内北東側貯水内 ※位置図の斜線部分)

2 業務について

- (1) 作業日については、監督員と協議の上、天候(降雨、風等)及び現場の状況等により判断し実施すること。
- (2) 作業中に、葦の穂、枯葉等が周辺の農地に飛散しないような処置を講ずること。
- (3) 堰内の水面での作業については、水深1m前後での作業のため転落、水没等による事故が起きないように万全の処置を講ずること。

3 業務内容

轡堰における堰内の水草(葦)の除草及び処分

- (1) 作業範囲については、事前に市監督員に確認のうえ、着手すること。
- (2) 葦の穂及び枯葉は残らないように除去すること。
- (3) 葦の茎及び葉は、水面から40~50cmを残して、上方を除草すること。
- (4) 除草した草等は、水をきり、トラック等に積込み、積替保管施設(長坂5-3656)等に運搬し、処分すること。
- (5) 除草した草等を堰内に浮遊放置しないような処置を講ずること。
- (6) 除草範囲内のゴミ(空き缶、釣り糸等)は、適正な処分をすること。

4 業務回数及び作業時期について

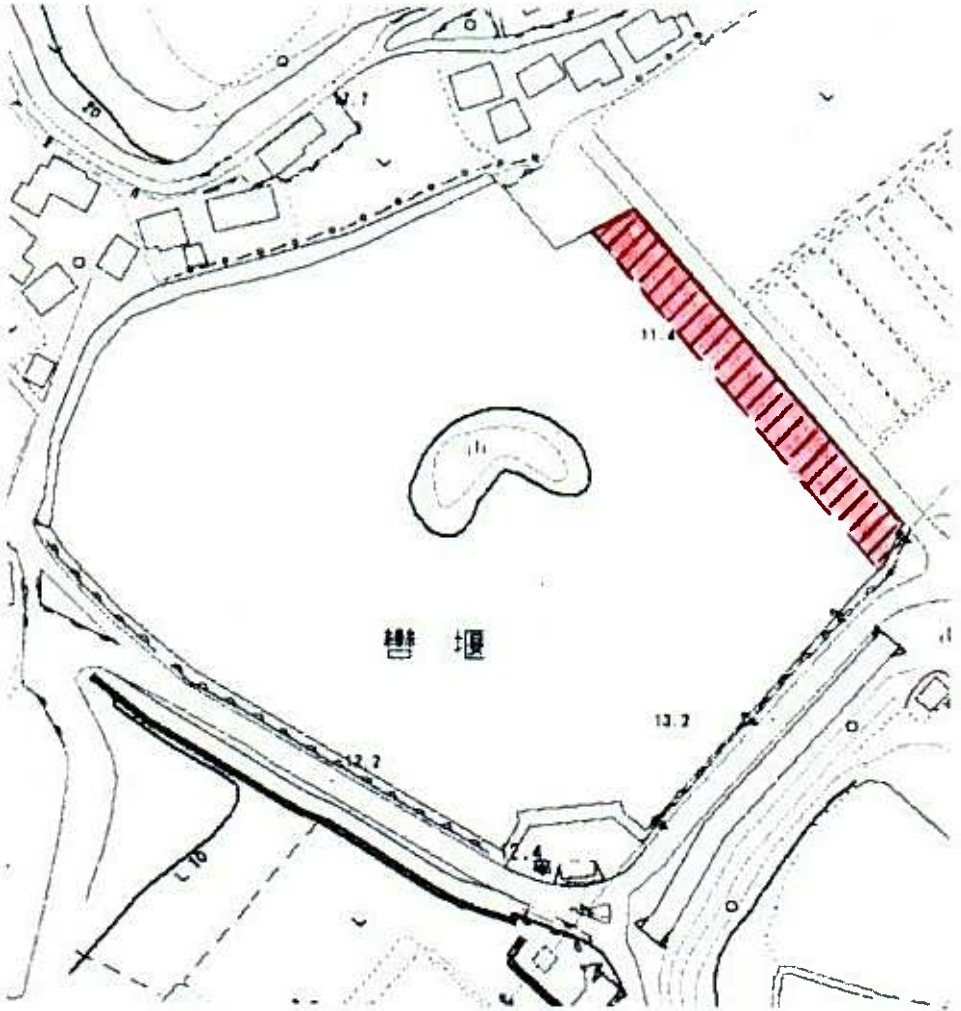
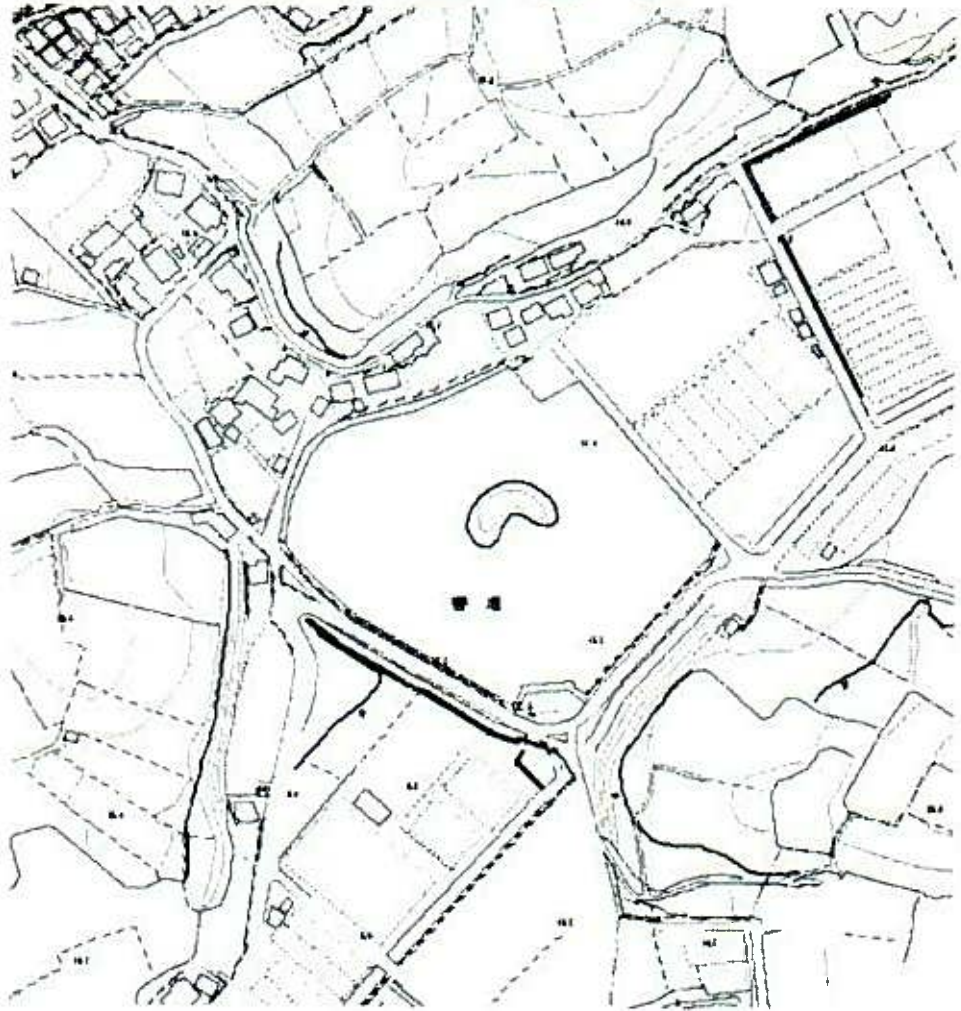
業務回数：年1回

作業時期：10月上旬

5 その他

令和元年11月より、事業系剪定枝の処分方法が変更されているので注意すること(別紙資料参照)。

ため池 位置図(轡堰)



④除草業務

（杉釜堰、深井堰、村岡堰、川原田堰、大畑堰、谷戸作堰、松が谷堰 除草業務仕様書）

1 業務場所（主な作業箇所 ※位置図の斜線部分）

- (1) 杉釜堰（管理地内、フェンス周辺、植栽内の除草及び笹剪定）
- (2) 深井堰（管理地内、フェンス周辺）
- (3) 村岡堰（主にフェンス周辺）
- (4) 川原田堰(主にフェンス周辺)
- (5) 大畑堰（堰内の葦等の除草、フェンス周辺） 貯水内作業有り
- (6) 谷戸作堰(堰内の葦等の除草、フェンス周辺) 貯水内作業有り
- (7) 松が谷堰(管理地内、フェンス周辺)

2 業務内容

- (1) 除草・・・各ため池管理地内の除草及び処分を実施する。
 - (ア) 作業範囲については、事前に市監督員に確認のうえ、着手すること。
 - (イ) 主な作業範囲については、位置図の斜線部分とするが、それ以外に除草の必要な箇所があった場合は、事前に市監督員に確認のうえ、除草すること。
 - (ウ) 貯水内の作業について、水没、転落等による事故が起きないよう万全の処置を講ずること。
 - (エ) フェンス周辺の除草は、フェンス等に絡んでいる草木の除草、及びフェンス外側は管理地まで、フェンス内側は1m以上の範囲について除草を行う。
 - (オ) 植栽内等の除草は人力で行うものとする。
 - (カ) ため池管理地から周辺に伸び出た樹木の枝等は伐採すること。
 - (キ) ごみ等を各処理施設に運搬し、処理するものとする。
- (2) 笹剪定（杉釜堰）・・・杉釜堰の笹植栽の剪定及び処分を実施する。
 - (ア) 植栽内の笹剪定及びその処分を実施する。
 - (イ) 笹剪定は除草(笹内部草取り)作業後に行うこと。
 - (ウ) ごみ等を各処理施設に運搬し、処理するものとする。

3 業務回数及び作業時期

作業回数：各ため池について年1回 作業時期：10月～3月

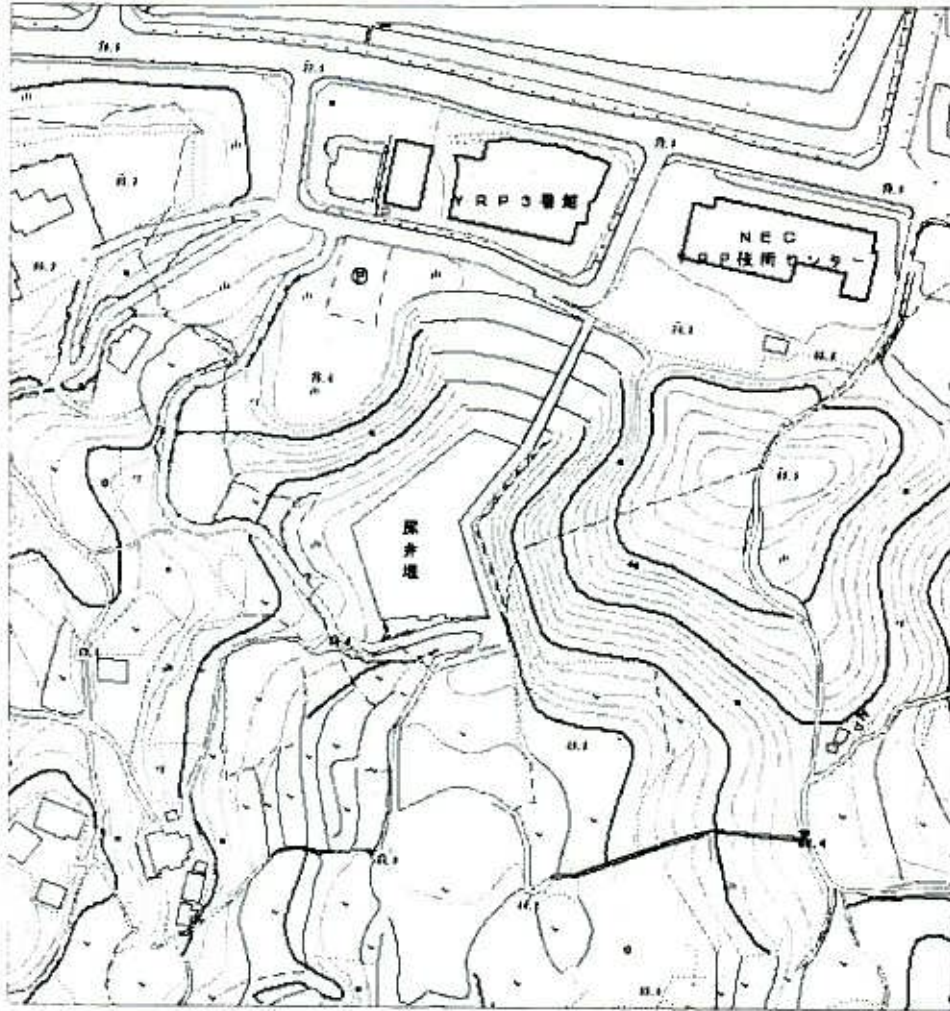
4 その他

令和元年11月より、事業系剪定枝の処分方法が変更されているので注意すること（別紙資料参照）。

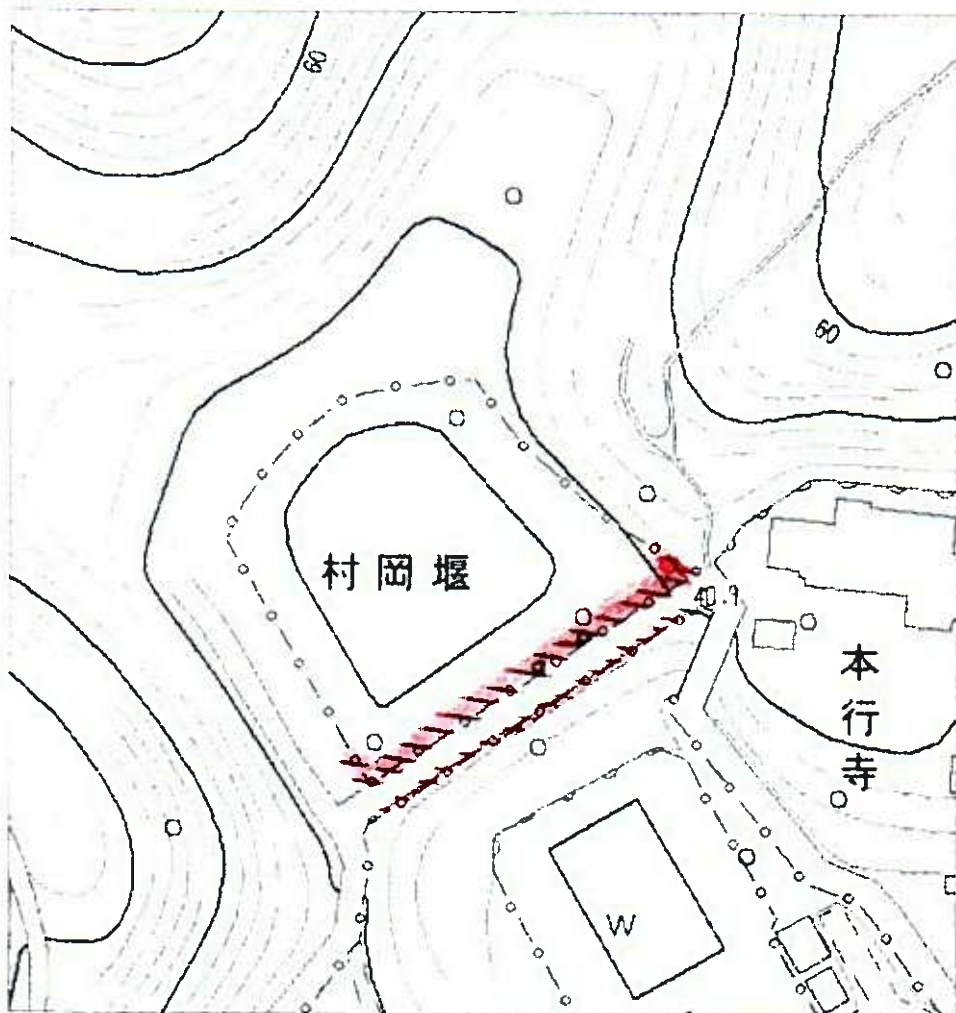
ため池 位置図(杉釜堰)



ため池 位置図(深井堰)



ため池 位置図(村岡堰)



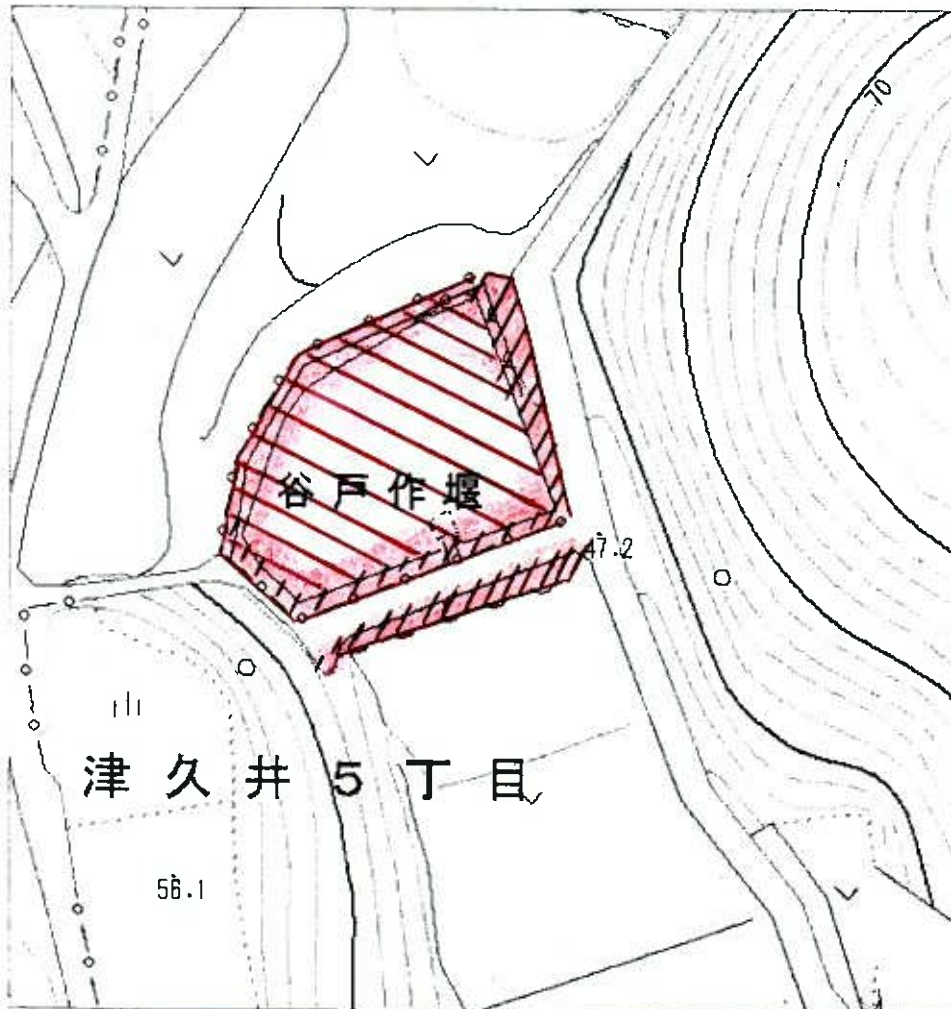
ため池 位置図(川原田堰)



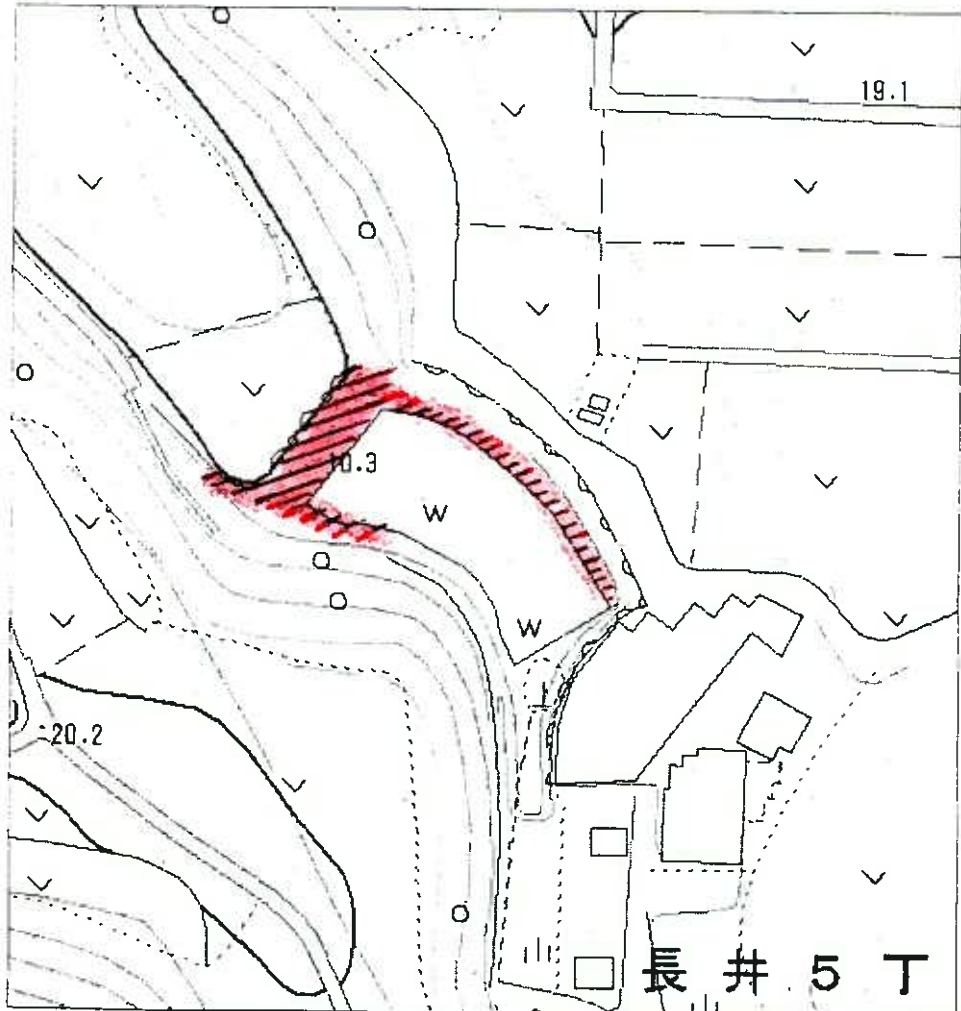
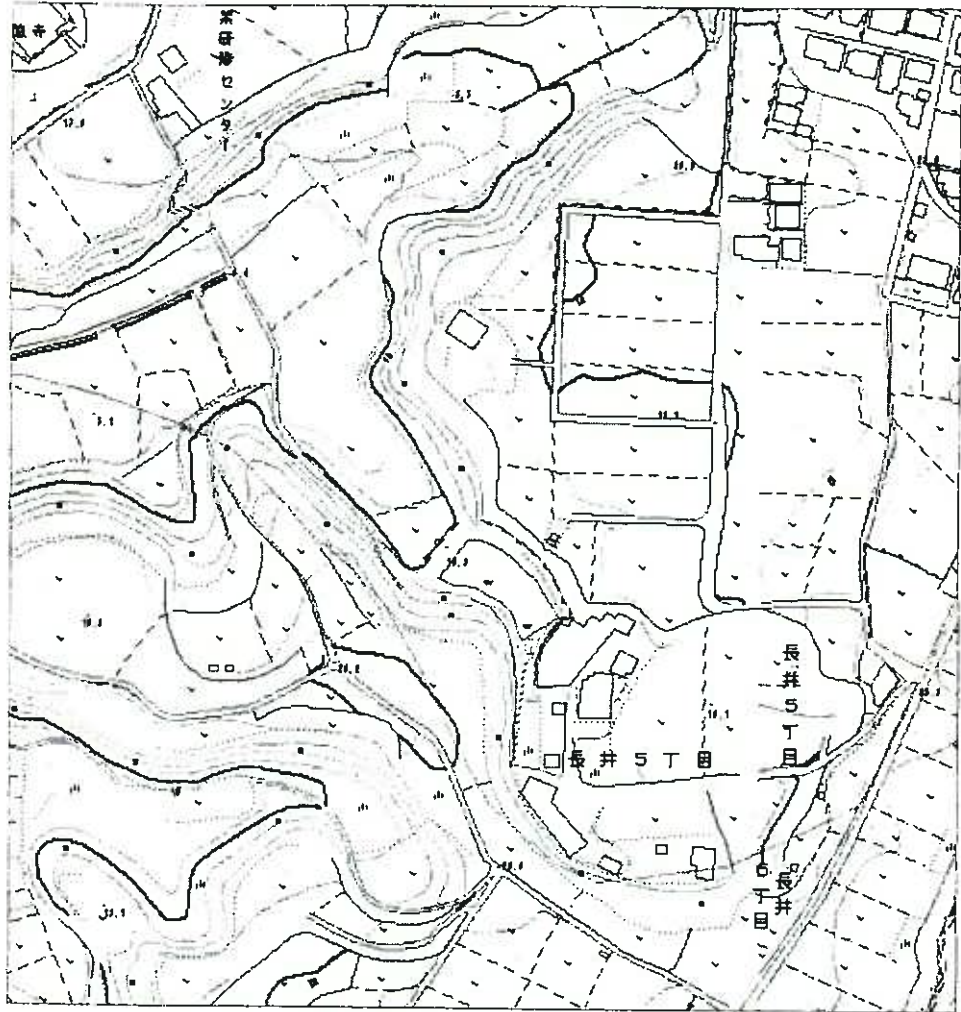
ため池 位置図(大畑堰)



ため池 位置図(谷戸作堰)



ため池 位置図(松が谷堰)



⑤ 轡堰流入水路清掃業務 (轡堰流入水路清掃業務仕様書)

1 業務場所

(1) 轡堰に流入する水路

- ・ます 5箇所 (人力清掃)
- ・U字溝(360×360) 225m (人力清掃)
- ・暗渠(φ360) 32m (管渠清掃) 高圧洗浄車(ジェット式)使用

2 業務内容

轡堰に流入するます、U字溝及び暗渠の清掃及び周囲の除草。

(1) 全般

- (ア) 作業にあたって、川間川からの流入部水門ハンドル操作をした場合は、作業終了後必ず元の水門ハンドル位置に戻すこと。
- (イ) 周辺の耕作地に立ち入らないようにすること。

(2) 清掃

- (ア) ます、U字溝及び暗渠内のごみ等の収集及び処分。
- (イ) ます、U字溝及び暗渠に発生した藻類も清掃すること。
- (ウ) ますの泥だまりに堆積した土砂は撤去処分すること。
- (エ) 暗渠区間について、管渠内の堆積している土砂等は、高圧洗浄車(ジェット式)により撤去すること。
- (オ) ごみ等が下流側に流れないようにすること。

(3) 除草

- (ア) 水路周辺の除草及び処分
- (イ) 除草の際、草、土砂等が水路内に流入しないようにすること。

3 業務回数及び作業時期について

業務回数：年3回 作業時期：7月、10月、1月

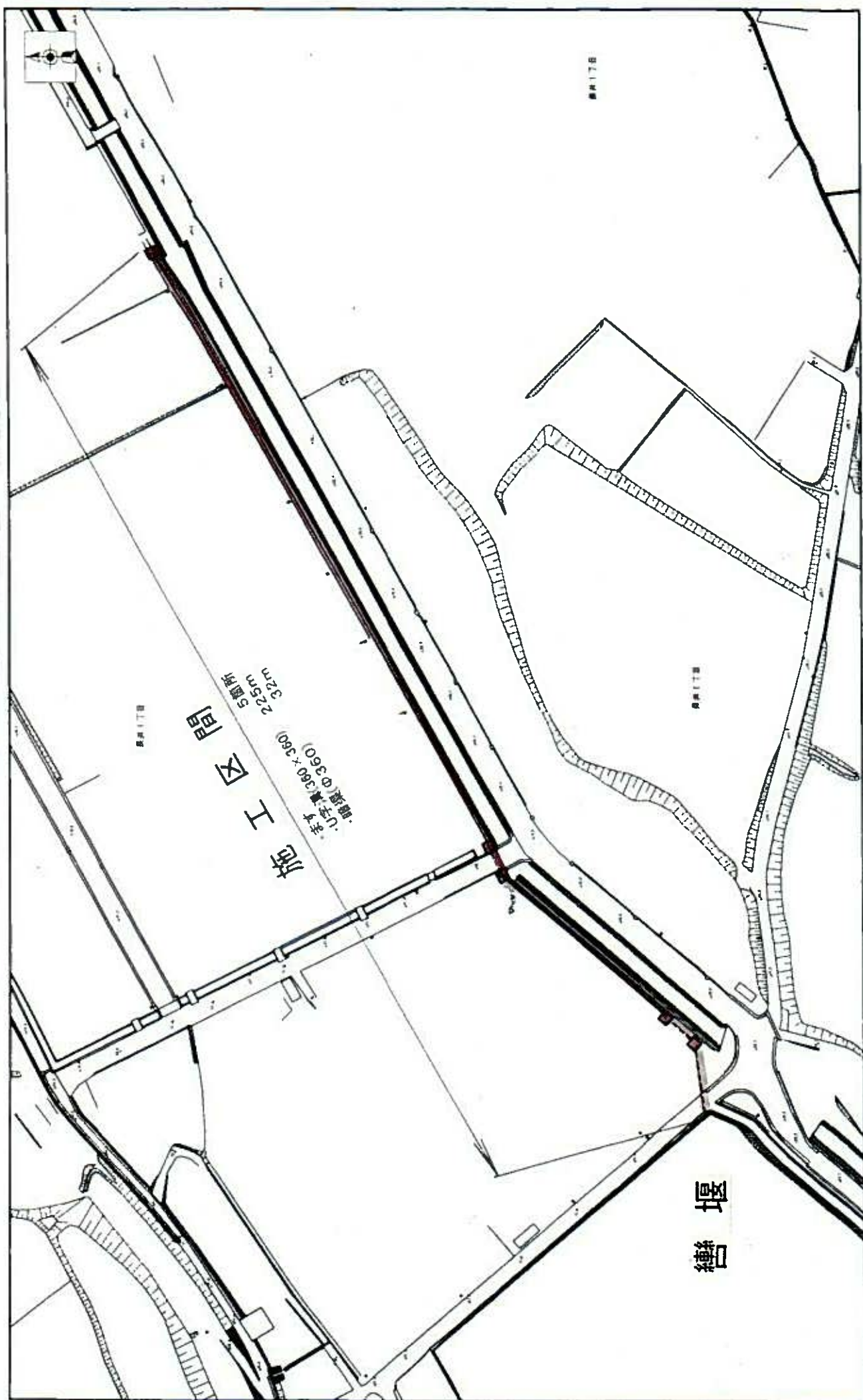
4 その他

令和元年11月より、事業系剪定枝の処分方法が変更されているので注意すること(別紙資料参照)。

轡堰流入水路 清掃業務 位置図



彎堰流入水路 清掃業務委託 施工区間



事業系剪定枝の持ち込み先が 変わりました

令和4年4月修正版

令和元年（2019年）11月から資源化促進のため、事業系剪定枝は、市の焼却施設に持ち込みができなくなりました。

対象物



枝



幹



根・株



竹



草

事業系剪定枝は、**資源化処理施設にあらかじめ受入可能な品目や条件等をご確認の上**、直接、以下の民間の資源化処理施設へお持ち込みください。

資源化処理施設 (50音順)	施設所在地	受入品目				電話番号
		○:可、×:不可、△:要相談				
		枝	幹	根・株	竹	
環境衛生管理 株式会社	横須賀市 長沢 5-3241	○	○	○	△	046-848-7887
株式会社 タケエイグリーンリサイクル 横須賀工場	横須賀市浦郷町 5-2931-15	○	○	○	△	046-876-8427
田中石材土木 株式会社	横須賀市 佐島 1-106	○	○	○	△	046-856-1931
横須賀緑化造園 協同組合	横須賀市 神明町 1	○	○	×	×	046-851-1660

※受入品目、料金、搬入時間などの詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

各施設に持ち込みできない草等の搬入先は、**積替保管施設（長坂 5-3656）**となります。
積替保管施設の搬入方法等は裏面のとおりです。

- ・横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画（平成21年3月策定）に基づき、ごみの広域処理に移行しますが、剪定枝は各市で資源化する計画としています。
- ・これにより、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成29年3月改定）において、事業系剪定枝については、横須賀ごみ処理施設の稼働に伴い、焼却処理から民間の資源化処理施設での処理に移行する方針としています。

【お問い合わせ先】

横須賀市環境部

廃棄物対策課（事業系廃棄物について）

☎ 046-822-8523

環境政策課（ごみ処理基本計画について）

☎ 046-822-8419

積替保管施設（資源化できない草等の搬入方法について）

☎ 046-856-7111

横須賀市積替保管施設での草等の受け入れについて

所在地	横須賀市長坂5-3656
電話	046-856-7111
受付時間	月曜から金曜の 午前 8 時 30 分から 11 時 30 分 午後 1 時 00 分から 4 時 00 分 ※祝日も受け付けています。
処理手数料	10kg までごとに 150 円
搬入にあたっての注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市内で発生した草葉類に限ります。 ・びん、缶、紙くずなど、草葉類以外は搬入しないでください。 ・土や異物を除去し、できる限り袋を取り除いてください。 ・一回の搬入につき、一枚「廃棄物持込届出書」が必要になります。 ・車検証を提示していただきます。
その他	積替保管施設周辺の道路は見通しが悪い部分があります。運転には十分、ご注意ください。

積替保管施設 案内図

